

介護保険のしくみ

介護は社会全体で支え合う制度です

介護保険は、40歳以上の人が入会者(被保険者)となって保険料を納め、介護や支援が必要となったときに、サービスを利用できるしくみとなっています。住み慣れた地域でみなさんが安心して暮らしていくために、伊勢崎市が運営しています。

加入者のみなさん

- ・保険料を納めます。
- ・サービスを利用するための申請をします。
- ・サービス利用の際は、利用者負担を支払います。



65歳以上の人(第1号被保険者)

サービスを利用できる人

市区町村に「介護が必要」と認定された人

※ 介護が必要になった原因が、どんな病気やけがかは問われません。



40歳から65歳未満の人(第2号被保険者)

サービスを利用できる人

老化が原因とされる病気(特定疾病=4ページ参照)が原因で、介護が必要であると認定された人

※ 特定疾病以外の原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません。

保険証(介護保険被保険者証)を、大切に保管しましょう

65歳以上の人

65歳になる月に交付されます(65歳到達は誕生日の前日です)。

40歳から65歳未満の人

要支援・要介護と認定された人に交付されます。

こんなときに必要です

- 要介護認定の申請(更新)をするとき
- ケアプランの作成を依頼するとき
- 介護サービスを利用するときなど



サービス事業者

指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などの団体で、在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスなどを提供します。事業者の指定は6年ごとの更新制です。



介護サービスの提供

利用者負担(1割~3割)の支払い

要介護認定申請
保険料の納付

要介護認定
被保険者証の交付

伊勢崎市

介護保険課

- ・介護保険制度を運営します。
- ・保険料を徴収し、被保険者証を交付します。
- ・要介護認定を行います。

こんなときは介護保険課へ届出をしましょう

介護保険被保険者証をお持ちの方は次のようなときに届出が必要です。本人または家族が届出をしてください。

- 他の市区町村から転入したとき
- 市内で住所が変わったとき
- 印の場合は被保険者証を添付して届出をしてください。
- 他の市区町村へ転出するとき
- 被保険者が死亡したとき



連携

高齢者相談センター(地域包括支援センター)

伊勢崎市では高齢者のみなさんの総合相談窓口である地域包括支援センターの愛称を「高齢者相談センター」として市内9カ所に設置し、以下の業務を行っています。

- ① 総合相談支援業務
- ② 権利擁護業務
- ③ 介護予防ケアマネジメント業務
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

※詳細は27ページ以降に記載があります。

